

主な国内産原料に対する放射性物質の影響について

1. 国内産飼料用大麦・小麦

- (1) 国内産大麦・小麦は、厚生労働省が食品衛生法にもとづき穀類の暫定規制値を設定しています。
- (2) 放射性セシウム濃度が高くなる可能性のある地域では、県がロット（荷口）毎に検査し、暫定規制値を上回った場合は流通することはありません。
- (3) 国内産大麦・小麦は 6～7 月が収穫期となっていますが、飼料用麦も食用と同様に管理されるため、暫定規制値を上回ったものが流通することはありません。

〈食品用穀類中の放射性物質の暫定規制値〉

	放射性ヨウ素	放射性セシウム
穀類	設定なし	500Bq/kg

2. 飼料用米

- (1) 食用米は国内産大麦・小麦と同じく、食品衛生法にもとづく穀類の暫定規制値が設定されています。
- (2) 現在流通している食用米について農水省は、事故の発生前に収穫・貯蔵されていることから、安全性が損なわれる可能性は極めて低いとしています。
- (3) 23 年度産米の具体的な安全性確保対策については、8 月上旬までには国が決定するという情報があります。

3. 魚粉

- (1) 食用の魚については、厚生労働省は食品衛生法にもとづく暫定規制値を設定し、水産庁は事故後に海域別・魚種別にモニタリングを開始し、基準を超えた場合は流通させていません。
- (2) 飼料用魚粉は食用の魚の加工残渣が主な原料であるため、安全性に問題はないと考えます。

〈食品用魚中の放射性物質の暫定規制値〉

	放射性ヨウ素	放射性セシウム
魚	2,000Bq/kg	500Bq/kg

4. 飼料用油脂：

セシウムは水溶性で油に移行しないとされているため、飼料用油脂の安全性に問題はないと考えます。

以上